

仲国から那賀郡へ

川崎 純徳

I. まえがき

水戸市愛宕町に所在する愛宕山古墳は仲国造祖建借間命の墳墓と伝えられている。規模は全長 136m を測り、茨城県第3位の大型前方後円墳である。築造時期は5世紀前葉とされている。

一般的に東国に国造制が導入されたのは6世紀後半とされており、愛宕山古墳は国造制の導入よりも1世紀以上も古い事になり、これが仲国造の墳墓でないことは明らかである。

国造とは何なのか。国造とは大和政権が全国支配のために設置した地方官であり、「大王権力に服従した地方首長を国造に任命することによって漸次に地方を大和政権に組み込んでいった」とされている。つまり地方豪族が国造に任命されたとするのが通説なのである。

しかし、実情は国造制は広範囲にわたって一斉に施行された地方支配制度であるし、西暦600年前後の古墳文化の在り方から、とうてい在地首長がそのまま国造となったとは思えない。在地首長が国造となって、従来の支配権をそのまま温存・継承したならば古墳文化は何ら変革することなく展開して行くはずである。

しかし、この時期はきわめて大きな画期を迎えることになる。例えば方墳、横穴墓、装飾古墳などが伝播して来る。また、前方後円墳は終焉を迎え、埴輪も完全に消滅する。詳細に見ていけば副葬品も変化し、横穴式石室の構造それ自体にも変化がみられる。単純な文化伝播ではなく、大きなうねりが到来してきたことを思わせる。これらの変化を歴史動態として捉え、どう位置づけるかが大きな課題であることは言うまでもない。仲国はそうした中に出現して来るのである。

II. 仲国の成立

『日本書紀』崇峻紀に興味ある記事がある。崇峻天皇は即位の2年後、589年に東国の国境警備のために3人の将軍を派遣している。「遣近江臣満於東山道便觀蝦夷国境 遣穴戸臣雁於東海道觀東方浜海諸国 遣阿部臣於北陸道使觀越等国境」とある。蝦夷等の国境を觀さしむというのは単なるポーズであって、実態は大和政権の地方制度づくりに主眼があったのではなかろうか。その最大の目的は篠川 賢氏が指摘しているように「国造制が本来、朝鮮半島派遣軍の確保を目的に施行された制度」(篠川 1985)であったものと思われる。

このことは従来、九州各地の豪族を主体として編成されて来た半島派遣軍の行き詰まりを物語るものであり、東国に新たな兵員供給地を確保することを目的としたものであった。

穴戸雁のもとに、のちの常陸国の範囲の中に仲、久自、高、茨城、筑波、新治の陸国が成立し、各々に国造が配置されることになる。その時期は少なくとも589年以前にさかのぼることはないのである。

仲国は現在の常陸大宮市付近から鹿島・行方の一部を含む広大なものであった。仲国成立前に、これらの地域全体を支配する在地豪族は存在しない。この時期の豪族の支配領域はそれほど広がったとは思えず、各地に豪族が割拠していたものと思われる。

6世紀後半那珂川流域にも小規模な群集墳が形成されるが、こうした群集墳はほぼ1kmの間隔で形成されている。多くは小型前方後円墳を盟主墳として10数基の円墳群からなるものが多い。こうした中であって50m級の前方後円墳は注目される。これらは当該期の有力古墳とみられるからである。2, 3の例を挙げる。

水戸市西原古墳群は、前方後円墳1、円墳8基よりなる。前方後円墳は全長50m、後円部径30m、高さ3.5m、前方部幅15m、凝灰岩製横穴式石室を有している。

ひたちなか市大平古墳群は前方後円墳2、円墳10数基よりなるが早くから市街地化され湮滅してしまっている。前方後円墳はいずれも50m級であり、黄金塚古墳は埴輪を持つ6世紀後半のもので横穴式石室を有する。大平1号墳は前方部に横穴式石室を有する特殊なものであり西暦600年初頭の築造であると推定される。

城里町徳化古墳群も注目される。本墳は全長35m、後円部径27m、高さ3.5m、前方部幅20m、高さ1.5mと伝えられているが、前方部はほとんど消失している。石室は全長6m、幅1.8mを計測するが出土品は知られていない。円墳はほとんど湮滅している。

しかし、前方後円墳と伝えられるものは、検討の余地がある。方墳の可能性も残される。埴輪を持たず、西暦600年前葉に位置づけられるものと思われる。

この他にも仲国各地に6世紀後半から7世紀初頭にいたる古墳群は各地に築造されている。これらの古墳群の中にみられる前方後円墳は埴輪こそ持たないものの在地古墳の伝統を継承しているものと考えられる。

在地古墳の伝統に属さない古墳がひたちなか市虎塚古墳である。虎塚古墳は前方後円墳であるが埴輪を持たず、主体部の位置も地域の前方後円墳がくびれ部に横穴式石室を持つのに対して、ほぼ南北に主軸を有すること、一枚石の巨石を用いていること、壁画図文を有することなどがあげられる。壁画図文は型的には西北九州の直弧文の系統に属し、その最終末に位置づけられる。造営年代は7世紀第1四半期とされるが、この年代からみて国造墳墓の第1候補にあげられよう。同じような理由で筑西市舟玉古墳、桜川市花園古墳についても新治国造の墳墓の可能性を検討すべきであると思っている。

虎塚古墳群は方墳と墳形不明の数基よりなる。墳形不明としたものは円墳あるいは多角形墳である。前方後円墳→方墳→円形または多角形墳の変遷を予告しておきたいが、これは大和政権と無関係ではないだろうと思うからである。方墳の急速な普及は蘇我氏の勢力の地方への浸透とは無関係ではなからう。

しかし、蘇我氏の滅亡は同時に方墳を築造してきた地方有力者の地位にも何らかの影響があったと考えるのが自然であろう。

虎塚古墳群の方墳後の円形ないしは多角形墳の存在、吉田古墳もまた、方墳ではなく円形もしくは多角形墳と考えるならば、7世紀中葉のこの地域の古墳の在り方を具体的に示しているのかもしれない。

Ⅲ. 仲国造

仲国造の初祖は建借間命であろう。いわゆる多氏一族である。このことは在地首長が大和政権に服従して、国造に任命されたのではない。大和政権によって国造が派遣され、その国造の管掌する地域の一つが仲国と呼ばれることになったのである。『常陸国風土記』が伝える建借間の逸話などは、彼が西北九州杵島地方の出であることを示していないだろうか。

国造の任務は「くに」という領域を束ねる地方行政官というよりも、在地首長層の上に立って半島派遣軍の徴発を主な任務にしていたのではなかろうか。

国造は軍を率いることが任務としてあり、半島まで赴くこともあったのである。明らかに大和政権の地方行政官としての任務とは異なるものであった。その地位は世襲的であったかどうかは不明である。しかし、少くとも地域に土着するまでには多少の年月を要したことであろう。

水戸周辺に多氏伝承は多い。水戸市飯富、大井神社もその一つである。大井神社付近にある馬場尻遺跡は、地方豪族としての多氏の本貫地としての面目を保つものであろう。緑釉陶器片、硯などの多出は、この遺跡が一般的な集落とは違うことを示すものであろう。

国造として文献に登場するのは壬生直夫子である。『常陸国風土記』の行方郡の立評にからんで仲国の一部と茨城国の一部をさいて行方評が作られたことが記されている。この年代は孝徳朝、白雉4年(653)ごろと推定され、同じころ信太評、白壁評、河内評などができ、少し前に立てられた香島評をあわせて11評が成立したことになる。

こうした建評は明らかに国造の地位の没落を示す。国造自体が申請して新たな評の誕生を強調しているが、大化改新後の新たな政治的現実を反映したものであることは疑いの余地はない。大化改新後、国一郡一里の制度が生まれ、国に国司、郡に郡司、里に里長が置かれることになる。

一般的には国造は郡司として勢力を保ったとされている。しかし、『常陸国風土記』の建評記事からは、国造が存在していることが示されている。その後の国造の運命は不明である。

IV. 那賀郡の誕生

大宝2年(702)、評は郡に改められ、那賀郡が誕生した。霊亀元年(715)には郷里制が施行され、里は郷に、村は里に改められた。

那賀郡は22郷となる。22郷名は『和名抄』に見える。すなわち、幡田、岡田、武田、志万、河内、大井、日下部、川辺、石上、吉田、八部、全隈、茨城、阿波、那珂、広島、芳賀、朝妻、常石、隠井、安賀、入野の22郷である。

『和名抄』は9世紀ごろの実情を伝えたものであり、それ以前の郷名が全く変更が無かったとは言えない。事実、台渡里廃寺跡からも郷名と思われるものが確認されている。859年に那賀は那珂と改められた。その後の郡域の変遷は武士団の勢力と関係が濃い。豊臣秀吉の文禄検地によって那珂川を境として右岸は茨城郡に、那珂川左岸から久慈川右岸までが那珂郡と呼ばれるようになり今日に至るのである。

那賀郡の郡領としては『続日本紀』養老7年(723)の条に大領宇治部直荒山の名が知られている。これによって評造(大領)氏族の交替があったことが推測できる。大領の交替にもかかわらず、台渡里廃寺跡の修造は継承されていく。このことは単に那賀郡としての問題だけでなく、中央と国、国と郡、郡と里の政治構造の在り方を示すものであろう。

その中で那賀郡の特異性をあげるとするならば国造家一族が大領の交替に何らかの役割をはたしていたのではないかと言うことである。郡司の交替は、中央政治権力の動向に無関係とはいえない。郡司と里長の関係はどうであったのか。里(郷)は班田農民の居住地であるが、その中に有力者の住居跡の存在が示唆されるように、古墳時代以来の支配構造は温存されていた。里(郷)長層は郡司と結ぶことによって、その権力を維持して来た。あえて言えば、権力の保証は里の外側にあったのである。郡司の交替があれば、新しく就任した郡司と結びつきを強化しない限り、里長としての、あるいは伝来の権力の維持は困難であったと推測される。

台渡里廃寺跡の修造が、郡司交替と無関係に続けられるのは国司と里(郷)長の関係に基づく、自発的な資材・労役調達方式が確立していたからではなかろうか。

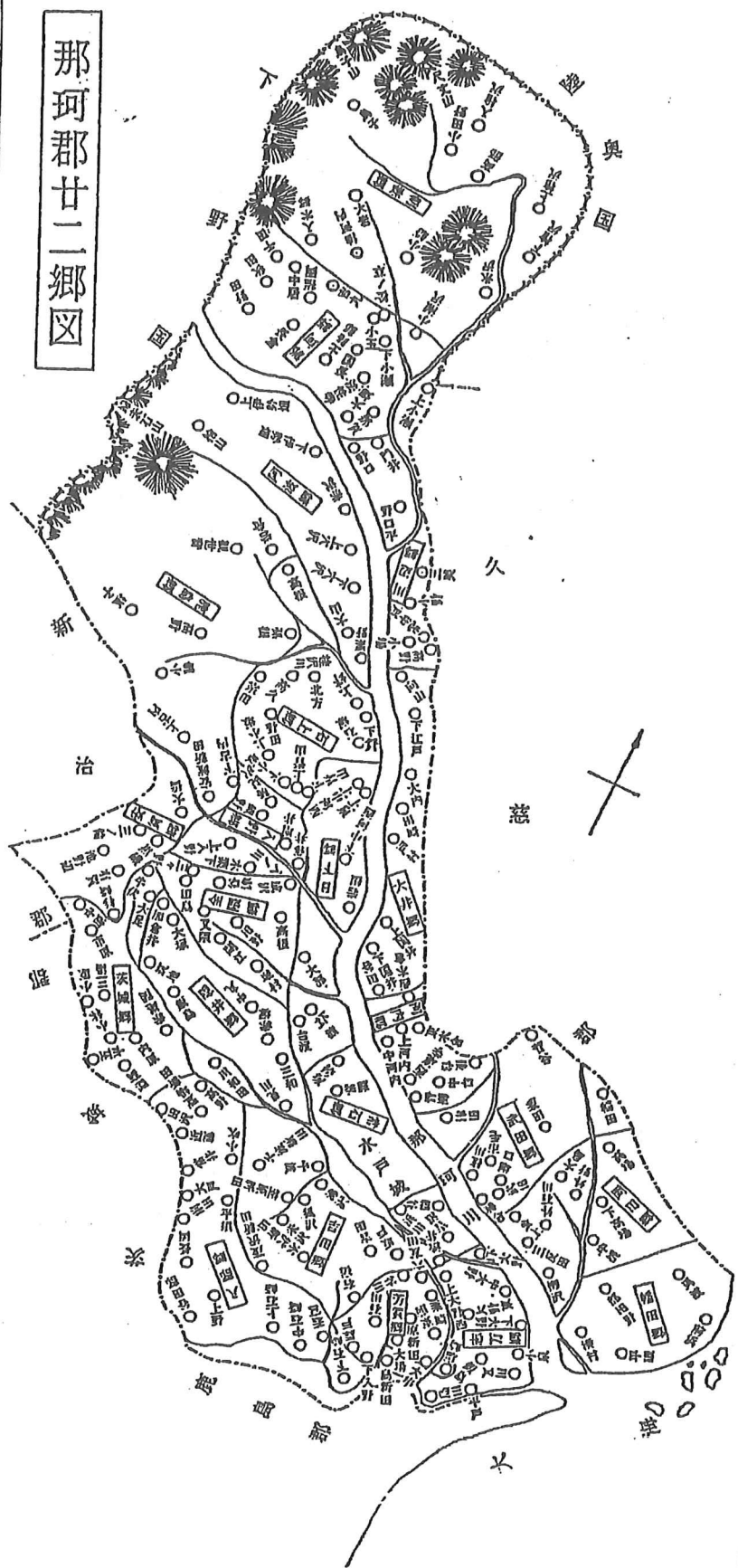
瓦貢納が強制されたり、賦課方式によって調達されることはなかったのではないかと考えたい。いずれにせよ今後の課題であることは言うまでもない。

(茨城県埋蔵文化財指導員)

引用文献

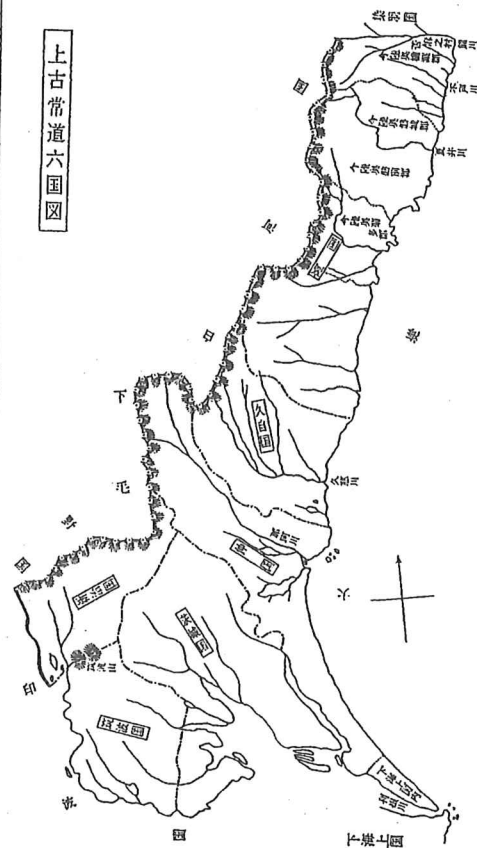
篠川 賢 1985 『国造制の成立と展開』吉川弘文館

那珂郡廿二郷図



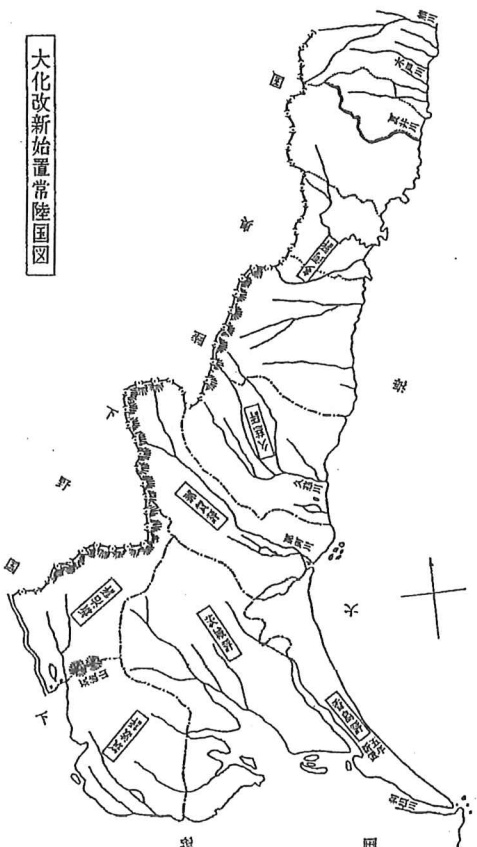
〔新編常陸国誌〕より

上古常道六国図



〔新編常陸国誌〕より

大化改新始置常陸国図



〔新編常陸国誌〕より